



2025年12月1日

各 位

会 社 名 トヨーカネツ株式会社
代表者名 代表取締役社長 大和田 能史
(コード番号 6369 東証プライム)
問合せ先 取締役専務執行役員 米原 岳史
(TEL03-5857-3333)

従業員持株会に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分の払込完了
及び一部失権に関するお知らせ

当社は、2025年11月13日開催の取締役会において決議しました、当社従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）に関し、本日払込手続が完了し、また、一部失権により当初予定しておりました発行株式数等に変更がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。本件の詳細につきましては、2025年11月13日付け「従業員持株会に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ」及び2025年11月21日付け「従業員持株会に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分価額の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 処分の概要の変更内容（変更箇所には下線を付しております）

	変更後	変更前
(1) 払込期日	2025年12月1日	2025年12月1日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 <u>16,305</u> 株	当社普通株式 <u>16,350</u> 株
(3) 処分価額	1株につき 4,600 円	1株につき 4,600 円
(4) 処分価額の総額	75,003,000円	<u>75,210,000</u> 円
(5) 処分方法	第三者割当の方法による。	第三者割当の方法による。
(6) 割当先	トヨーカネツ従業員持株会 <u>16,305</u> 株	トヨーカネツ従業員持株会 <u>16,350</u> 株
(7) その他	本自己株式処分については、割当予定先である本持株会が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、処分価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出しておりません。	本自己株式処分については、割当予定先である本持株会が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、処分価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出しておりません。

2. 変更の理由

処分株式数及び処分総額の変更は、本持株会を通じた当社従業員への譲渡制限付株式付与制度に同意する本持株会の会員の数が確定したことにより生じたものです。

3. 今後の見通し

本件による当期の業績予想の変更はありません。

以上